

科目名	刑法各論	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修	■選択
			学科	□必修	□選択
英文表記	Criminal Law	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年		
		開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中		
ふりがな	くさか かずひと	実務家教員担当科目		修得単位	4 単位
担当者名	日下 和人	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	条文を中心として、様々な解釈（特に体系的解釈）の方法を身に付ける。				
到達目標	条文をみただけで、論点・争点が思い浮かぶ。 条文に言葉を補ったり、他の条文と対比したりして、解釈を作り上げることができる。 判決文を読んで、判例法理を抽出できる。				
授業概要	条文から始めます。六法は必ず持参してください。 判例も学説も、条文と結び付けて講義します。六法が連想の端緒となるように仕上げます。 六法を仕事道具に仕立て直します。				
授業計画					
第1回	導入 生命に対する罪	第17回	横領の罪 「占有」「横領」		
第2回	傷害罪 暴行罪	第18回	横領の罪 不法原因給付		
第3回	脅迫・強要罪	第19回	背任の罪		
第4回	逮捕・監禁罪	第20回	盗品等に関する罪		
第5回	略取・誘拐・人身売買の罪	第21回	放火及び失火の罪 条文構造 現住性・現行性		
第6回	住居侵入罪	第22回	放火及び失火の罪 「放火」「焼損」「公共の危険」		
第7回	名誉に対する罪 条文構造	第23回	往来を妨害する罪 三鷹事件		
第8回	名誉に対する罪 真実性の証明	第24回	文書偽造罪 「偽造」「虚偽作成」		
第9回	財産罪総説	第25回	文書偽造罪 「文書」		
第10回	窃盗罪 不法領得の意思	第26回	文書偽造罪 “作成者” “作成名義人”		
第11回	窃盗罪 「占有」	第27回	公務執行妨害罪		
第12回	強盗罪 (236条)	第28回	犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪		
第13回	強盗罪と関連する罪 (237条～240条)	第29回	偽証の罪 「虚偽」		
第14回	詐欺及び恐喝の罪 構造	第30回	賄賂罪 条文構造		
第15回	詐欺及び恐喝の罪 判例学習	第31回	賄賂罪 判例学習		
第16回	前期定期試験	第32回	後期定期試験		
授業時間外の学習	予習：問題集に軽く目を通しておいてください。解く必要はありません。 復習：講義終了直後、すぐにスライド集を振り返ってください。				
履修条件 受講のルール	カリキュラムの規定の通り。				
テキスト	特に使いません。教科書はまだ買わないで下さい。(6月になってから身の丈に合ったものを購入してください。) <b>問題集・スライド集は、ポータルサイトを通じて配布します。</b>				
参考文献・資料	講義で扱う問題集・スライド集は、以下の教科書を参考にして作成しています。 曾根威彦『刑法各論』(2012・弘文堂) 松原芳博『刑法各論』(2021・日本評論社)				
成績評価の方法	以下の(1)(2)のうち、高得点の方を成績とする。 (1) 前期定期試験の成績 50% 後期定期試験の成績 50%				

	<p>(2) 前期定期試験の成績 20% 後期定期試験の成績 80%  (ただし、最高得点者が90点未満の場合は、その者が「秀」となるように得点調整を行う。)</p> <p>なお、出席カードへの書き込みを時々求めます。書き込みの内容に応じて随時加点します。</p> <p>※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。</p>
オフィスアワー	<p>月曜日 13:00～17:10  金曜日 13:00～17:10  (他の時間も居ります。来室を歓迎します。出席回数については早めにお尋ねください。)</p>
成績評価の基準	<p>秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)</p>
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	<p>毎回、頭の動作について言及しますから、そこだけは我が物としてください。  条文の中に言葉を補う技術を味わってください。  ただ読むだけでは、法律の恐ろしさ(人によっては面白さ)は分かりません。</p>